刑訴

⊕②、三四二の八①□□【保釈・勾留執行停止の失効→三四三②、刑訴規九二の二【勾留状の謄本に関する特例→二七一の八⑤【示す→刑訴規三四

**第九八条の二**【保釈等の取消し後の被告人への出頭命令】検察官は、保釈又は勾留の執行停止を取……定があつた場合において、被告人が刑……れていないときは、被告人に対……場所に出頭することを命ず……
（令和五法二八本条追加）
⊕†【保釈・勾留執行停止……九八の三

**第九八条の三**【保……反に対する罰則……れ、検察官か……由がなく、指……は、二年以……加）
⊕†【保釈・勾……【命令違反→……

**第九八条の四**……釈を許し、又……必要と認める……得て監督者とし……
② 裁判所は、前項……じめ、監督者とし……項に規定する監督者……項、第九十八条の十一及……規定による監督保証金の没……に必要な事項を説明しなければ……
③ 監督者は、被告人の逃亡を防止し……の出頭を確保するために必要な監督をする……る。
④ 裁判所は、監督者に対し、次の各号に掲げる事項のいずれか又は全てを命ずるものとする。
一 被告人が召喚を受けたときその他この法律又は他の法律の規定により被告人が出頭しなければならないときは、その出頭すべき日時及び場所に、被告人と共に出頭すること。
二 被告人の住居、労働又は通学の状況、身分関係その……の変更が被告人が逃亡すると疑うに足りる……の判断に影響を及ぼす生活上又は……判所の定めるものについて、……報告をすること。
……当該時期における当……
……速やかに、そ……
……と。
⊕❷【監督保証金……出頭→九八の……□【出頭・報……
……する場合……
……の資産及……前条第四……頭を保証す……
……九八の一〇③、九八

……合の保釈等の手続】……保釈を許す決定は、第……かかわらず、保証金及び監督……後でなければ、執行することが……
② 監督者を選任した場合には、……の決定は、監督保証金の納付があつた後でなければ、執行することができない。
③ 第九十四条第二項及び第三項（保釈の手続）の規定は、監督保証金の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「保釈請求者でない者」とあるのは「監督者でない者（被告人を除く。）」と、同条第三項中「被告人」とあるのは「被告人及び監督者」と読み替えるものとする。
（令和五法二八本条追加）
⊕❶【保釈を許す決定→八九—九一

**第九八条の七**【被告人の召喚等に関する監督者への通知、監督者の出頭・報告に関する検察官への通知】① 裁判所は、監督者を選任した場合において、被告人の召喚がされたときその他この法律又は他の法律の規定により被告人が指定の日時及び場所に出頭しなければならないこととされたときは、速やかに、監督者に対し、その旨並びに当該日時及び場所を通知しなければならない。
② 裁判所は、第九十八条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定による出頭があつたときはその旨を、同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告があつたときはその旨及びその報告の内容を、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による出頭若しくは同項（第二号イに係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたとき又は同項（第二号ロに係る部分に限る。）の規定による報告がなかつたことを知つたときはその旨及びその状況を、それぞれ速やかに検察官に通知しなければならない。
（令和五法二八本条追加）
⊕❶【被告人の召喚→五七⊕

**第九八条の八**【監督者の解任】① 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、監督者を解任することができる。
一 監督者が、正当な理由がなく、第九十八条の四第四項の規定による命令に違反したとき。
二 心身の故障その他の事由により、監督者が第九十八条の四第四項の規定により命ぜられた事項をすることができない状態になつたとき。
三 監督者から解任の申出があつたとき。
② 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により監督者を解任する場合には、裁判所は、決定で、監督保証金の全部又は一部を没取することができる。
（令和五法二八本条追加）
⊕❶【監督者の心身の故障等→九八の一〇　❷【監督保証金→九八の五⊕

最新の改正に対応した的確な参照条文！
★「参照条文」とは…
関連する条文や類似の規定をコンパクトにまとめたもの。
詳しい！便利！と評判です。
参照条文を使いこなせると試験中も素早く、関連条文が調べられる!?
参照条文の読み方は4頁をみてね

**第九八条の九**【監督者を解任した場合等の措置】① 裁判所は、監督者を解任した場合又は監督者が死亡した場合には、決定で、保釈又は勾留の執行停止を取り消さなければならない。
② 裁判所は、前項に規定する場合において、相当と認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとることができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。
一 被告人が保釈されている場合　新たに適当と認める者を監督者として選任し、又は保証金額を増額すること。
二 被告人が勾留の執行停止をされている場合　新たに適当と認める者を監督者として選任すること。
③ 裁判所は、前項前段の規定により監督者を選任する場合には、監督保証金を納付すべき期限を指定しなければならない。
④ 裁判所は、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。
⑤ 裁判所は、第三項の期限までに監督保証金の納付がなかつたときは、監督者を解任しなければならない。
⑥ 裁判所は、第二項前段（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定により監督者を選任する場合において、相当と認めるときは、保証金額を減額することができる。
⑦ 裁判所は、第二項前段の規定により保証金額を増額する場合には、増額分の保証金を納付すべき期限を指定しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。
⑧ 第九十四条第二項及び第三項（保釈の手続）の規定は、前項に規定する場合における増額分の保証金の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「保釈請求者」とあるのは、「被告人」と読み替えるものとする。
⑨ 裁判所は、第七項の期限までに増額分の保証金の納付がなかつたときは、決定で、保釈を取り消さなければならない。
（令和五法二八本条追加）
⊕†【監督者の解任→九八の八【監督者の死亡→九八の一〇【保釈→八九—九一【勾留の執行停止→九五【保証金→九三

**第九八条の一〇**【監督者に関する被告人の届出義務】① 被告人は、第九十八条の八第一項第二号に該当すること又は監督者が死亡したことを知つたときは、速やかに、その旨を裁判所に届け出なければならない。
② 裁判所は、前項の規定による届出がなかつたときは、検察官の請求により、又は職権で、決定で、保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。
③ 前項の規定により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没取することができる。
（令和五法二八本条追加）
⊕❶【監督者の死亡→九八の九　❷❸【保釈・勾留の執行停止・保証金→九八の九⊕

**第九八条の一一**【保釈等を取り消す場合の監督保証金の没取】監督者が選任されている場合において、第九十六条第一項（第一号、第二号及び第五号（第九十五条の四第二項の規定による出頭をしなかつたことにより適用される場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定により保釈又は勾留の執行停止を取り消すときは、裁判所は、決定で、監督保証金の全部又は一部を没取することができる。（令和五法二八本条追加）
⊕†【監督保証金→九八の五

＊令和五法二八（令和一〇・五・一六までに施行）による改正後

**第九八条の一二**【位置測定端末装着命令】① 裁判所は、保釈を許す場合において、被告人が国外に逃亡することを防止するため、その位置及び当該位置に係る時刻を把握する必要があると認めるときは、被告人に対し、位置測定端末（人の身体に装着される電子計算機であつて、人工衛星から発射される信号その他これを補完する信号（第三項第一号において「人工衛星信号等」という。）を用いて行う当該電子計算機の位置及び当該位置に係る時刻の測定（以下「位置測定」という。）に用いられるものをいう。以下同じ。）をその身体に装着することを命ずることができる。
② 裁判所は、前項の規定による命令（以下「位置測定端末装着命令」という。）をするときは、飛行場又は港湾施設の周辺の区域その他の位置測定端末装着命令を受けた者が本邦から出国する際に立ち入ることとなる区域であつて、当該者が所在してはならない区域（以下「所在禁止区域」という。）を定めるものとする。
③ 位置測定端末は、次に掲げる機能及び構造を有するものでなければならない。
一 位置測定のために必要な人工衛星信号等を受信する機能
二 次に掲げる事由の発生を検知する機能
イ 位置測定端末が装着された者の身体から離れたこと。
ロ 位置測定に関して行われる信号の送受信（以下「位置測定通信」という。）であつて位置測定端末に係るものが途絶するおそれがある事由として裁判所の規則で定めるもの
ハ ロに掲げる事由がなくなつたこと。
ニ イからハまでに掲げるもののほか、位置測定端末を装着された者の本邦からの出国を防止し、又はその位置を把握するために位置測定端末において検知すべき事由として裁判所の規則で定めるもの
三 前号に掲げる事由の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、第五項の閲覧設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を、直接に又は次項の位置測定設備を経由して、第五項の閲覧設備に送信する機能
四 人の身体に装着された場合において、その全部又は一部を損壊することなく当該人の身体から取り外すことを困難とする構造

ポケ六の参照条文は……
試験にも実務にも有益です
参照条文が詳しい
的確！